

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月24日

徳島県監査委員 近 藤 光 男
 同 岡 崎 悦 夫
 同 大 寺 健 司
 同 西 沢 貴 一
 同 梶 原 一 哉

監査結果の公表年月日	令和4年2月10日	
監 査 の 結 果	講 じ た 措 置	
<p><一般財団法人徳島県観光協会> 基本財産は、指定する定期預金とする旨を定款で規定しているが、令和2年度期首において定款では認められていない投資有価証券としていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、基本財産について、定款の確認を怠り、理事会及び評議員会に付議しないまま、少しでも自主財源を増加させるため、定期預金より高利回りで元本保証もある地方債での資産運用を行ったものである。 令和2年度期末においては、定款どおり定期預金に変更している。 今回の監査結果を受け、令和4年3月29日開催の理事会及び評議員会において、それぞれ今回の指摘事項及び対応策を報告した。 また、今回の指摘事項について全職員に周知し、定款はもとより諸規程の規定内容等に一層十分な注意を払うとともに、基本財産について、定款事項等を記載したチェックシートを作成し、預け替えの決裁において、その都度、確認と情報共有を図っている。 さらに、理事会及び評議員会への毎年の決算付議時には、基本財産の詳細状況を説明するなど、適切な対処に努める。</p>	